



こんな場合は、所得税の一部が戻ってくるかもしれません



1月～12月の医療費の自己負担（家族分も含む）が一定額を超えたとき、納めた所得税の一部が戻ってきます。これを医療費控除といいます。税務署に確定申告を行うことで、上限200万円まで課税所得から控除され、税金が精算されます。

医療費控除の計算式

$$\text{医療費控除額 (最高200万円まで)} = \text{1年間に支払った医療費等} - \text{補てんされる金額*} - \text{10万円 (総所得金額等の5%のほうが少ない場合はその金額)}$$

*高額療養費、家族療養費、出産育児一時金、健保組合の付加給付、生命保険の入院給付金など。

申告に必要な書類

- **確定申告書**
(国税庁ホームページや税務署等から入手)
- **医療費控除の明細書**
(国税庁ホームページや税務署等から入手)

日通健保が発行する「医療費のお知らせ」を添付することで明細書の記載を簡略化することができます。

「医療費のお知らせ」(再発行不可)

は受診の3カ月後の発行となります。確定申告までに「医療費のお知らせ」がお手元に届いていない診療分、「医療費のお知らせ」に記載のない医療費、交通費などはご自身で明細書を作成します。領収書は5年間保管してください。



セルフメディケーション税制

ご家族の分も含め、特定の市販薬の購入金額が年間1万2,000円を超えた場合、医療費控除の対象となる制度です。

セルフメディケーション税制は通常の医療費控除との併用はできず、どちらか一方を選びます。健診や予防接種などを受けていることが条件ですが、令和3年度改正でこうした取り組みに関する書類の添付は不要となりました(手元保管)。

詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

マイナンバーカードを利用すれば確定申告が簡単に

令和3年9月診療分から、「マイナポータル」を通じて医療費通知情報入手できるようになっています。「e-Tax」に情報連携され、確定申告がスムーズに行えます。なお、これを利用するには、マイナンバーカードの保険証利用の登録が必要です。

- 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。住所を管轄する税務署へお問い合わせください。●